

資料編

1. 策定経過

2. 東松山市環境審議会

3. 東松山市環境審議会委員

4. 東松山市環境基本計画の推進に関する協定書(策定に関する協定書)

5. 東松山市環境基本計画市民推進委員会委員

6. 環境基本計画策定ワーキング・グループメンバー

7. 用語の解説

1. 策定経過

令和元年 6月16日	令和元年度環境基本計画市民推進委員会第3回運営会議
8月2日	令和元年度第1回環境審議会
10月11日～11月15日	自治会・環境市民団体アンケート調査実施
11月5日～27日	市民・事業者アンケート調査実施
11月17日	令和元年度環境基本計画市民推進委員会第4回運営会議
11月22日～12月13日	小・中学校アンケート調査実施
12月22日	令和元年度環境基本計画市民推進委員会第5回運営会議
令和2年 2月4日	環境基本計画策定ワーキング
2月16日	令和元年度環境基本計画市民推進委員会第6回運営会議
3月12日	令和元年度第2回環境審議会【諮問】
5月13日～21日	令和2年度環境基本計画市民推進委員会第1回運営会議 ※書面開催による意見聴取
5月25日～6月5日	令和2年度第1回環境審議会 ※書面開催による意見聴取
6月21日	令和2年度環境基本計画市民推進委員会第2回運営会議
7月19日	令和2年度環境基本計画市民推進委員会第3回運営会議
8月11日	令和2年度第2回環境審議会
8月23日	令和2年度環境基本計画市民推進委員会第4回運営会議
9月13日	令和2年度環境基本計画市民推進委員会第5回運営会議
10月18日	令和2年度環境基本計画市民推進委員会第6回運営会議
11月6日	令和2年度第3回環境審議会
11月13日～27日	環境基本計画策定ワーキング ※書面開催による意見聴取
11月15日	令和2年度環境基本計画市民推進委員会第7回運営会議
12月13日	令和2年度環境基本計画市民推進委員会第8回運営会議
12月16日～24日	令和2年度第4回環境審議会 ※書面開催による意見聴取
令和3年 1月8日～29日	パブリックコメントの実施
2月15日	令和2年度第5回環境審議会
3月1日	答申
4月1日	公表

2. 東松山市環境審議会

(1) 諮問

東松環発第 0305001 号
令和 2 年 3 月 12 日

東松山市環境審議会
会長 中村 年春 様

東松山市長 森田 光一

第 3 次東松山市環境基本計画の策定について（諮問）

東松山市美しく住みよい環境づくり基本条例第 8 条第 3 項の規定に基づき、第 3 次東松山市環境基本計画の策定について諮問します。

（諮問の趣旨）

本市では、東松山市美しく住みよい環境づくり基本条例の規定に基づき、平成 11 年に東松山市環境基本計画、平成 23 年には「自然と人が支えあう 『いのち』輝く 笑顔つながるまちづくり」を基本理念として掲げた第 2 次東松山市環境基本計画を策定し、市と市民、事業者の協働により環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進してまいりました。

一方、第 2 次環境基本計画策定以降、分野ごとの個別計画が充実してきており、環境施策の推進にあたっては個別計画との関係性に留意する必要があります。また、海洋プラスチック問題や生物多様性に関する危機、地球温暖化が要因とされる気候変動など地球規模で環境問題は深刻化しており、それらへの対応を迫られています。

第 2 次環境基本計画が令和 2 年度に目標年度を迎える中、こうした状況を踏まえ市の環境施策のより一層の推進を図るため、新たな環境基本計画の策定について、貴審議会の専門的かつ広い見地に立ったご意見を伺うものです。

(2) 答申

令和 3 年 3 月 1 日

東松山市長 森田 光一 様

東松山市環境審議会
会長 中村 年春

第 3 次東松山市環境基本計画の策定について(答申)

令和 2 年 3 月 12 日付け東松環発第 0305001 号をもって諮問のあった第 3 次東松山市環境基本計画の策定について、当審議会において計 6 回にわたり慎重に審議した結果、下記のとおり答申いたします。

記

第 3 次東松山市環境基本計画の策定については原案のとおり可決

3. 東松山市環境審議会委員

東松山市環境審議会委員名簿

任期：令和元年7月1日から令和3年6月30日まで

(敬称略)

1号委員（知識経験を有するもの）

中村 年春（会長）	大東文化大学経済学部教授
中井 正則	東京電機大学理工学部教授

2号委員（関係行政機関の職員）

黒澤 史明	東松山農林振興センター所長
平野 宏和	東松山保健所長
大高 智之	東松山県土整備事務所長
斉藤 龍司	東松山環境管理事務所長

3号委員（地域で活動をしているもの）

荻野 紘	東松山市自治会連合会会長
金子 恒雄	東松山自然倶楽部代表
小山 正人	埼玉県生態系保護協会東松山・鳩山・滑川支部長
島野 正子	耳すまネット
高松 治（副会長）	環境基本計画市民推進委員会委員長
田崎 雄三	株式会社豊島製作所、東松山市環境保全連絡協議会会長
中田 幸昌	東松山工業団地工業会事務局長
柳澤 裕	樹木医

4. 東松山市環境基本計画の推進に関する協定書(策定に関する協定書)

東松山市環境基本計画の推進に関する協定書

東松山市（以下「甲」という。）と東松山市環境基本計画市民推進委員会（以下「乙」という。）は、本市の自然環境や生活環境を将来にわたって守り、育てるための基本的な考え方や取組の方針を定める環境基本計画（以下「計画」という。）を推進するにあたり、協働体制及び役割分担に関して次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本市のかけがえのない環境を未来に手渡していくため、計画の推進及び策定に関して、甲と乙が互いに協力、連携しながら取り組むことで、持続可能なまちづくりを進めることを目的とする。

（相互理解と対等の原則）

第2条 甲と乙は、双方の立場・特性を理解して、お互いの存在を尊重し、協力するとともに、お互いに不足する部分を補うことを原則とする。

2 甲と乙は、双方が対等なパートナーであることを常に認識し、各々の自由な意思に基づいて協働することを原則とする。

（計画の推進に関する協定の所掌範囲）

第3条 計画の推進に関してこの協定書が所掌する範囲は、東松山市美しく住みよい環境づくり基本条例第4条に掲げる次の事項に基づく取組とする。

- (1) 緑地、河川、地下水、土壌等からなる自然環境の保全に関すること。
- (2) 野生生物の保存、生態系の保護その他生物の多様性の確保に関すること。
- (3) 公害の防止に関すること。
- (4) 都市の緑化、水辺等の自然環境の適正な整備に関すること。
- (5) 良好な景観及び歴史的、文化的遺産の保全に関すること。
- (6) 生活環境の保全に関すること。
- (7) 市民等が自主的に行う環境の保全に関する学習及び実践活動を積極的に支援すること。
- (8) 資源の有効利用並びに廃棄物の減量化及び適正な処理に関すること。
- (9) 地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全に関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減に関すること。

（計画の策定に関する協定の所掌範囲）

第4条 計画の策定に関してこの協定書が所掌する範囲は、次に掲げる事項のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関する必要な調査、研究及び活動
- (2) 計画の策定に関する素案の検討

（市民環境会議）

第5条 甲と乙は、市民の意見を反映させるため、市民環境会議を開催することができる。

(調査結果等の報告)

第6条 甲と乙は、計画の策定に関する調査結果等を東松山市環境審議会へ報告するものとする。

(役割分担)

第7条 甲と乙は、第1条の目的を達成するため、それぞれの役割と責任を次のとおり定める。

甲の役割と責任	乙の役割と責任
計画のうち、市の施策の実践に関すること	計画のうち、市民の取組の実践に関すること
広報・PR活動資料等の配布協力に関すること	広報・PR活動資料等の作成に関すること
会議室の利用及び資料等の簡易印刷に関すること	事業計画書の作成に関すること
備品類の無償貸与に関すること	事業収支計画書・決算書の作成に関すること
行政情報の提供に関すること	実績報告書の作成に関すること
計画策定における、市の施策に関すること	計画策定における、市民及び事業者の取組に関すること
市民環境会議の運営に関すること	市民環境会議の企画立案に関すること

(緊急時の対応)

第8条 事業の実施に関連して事故や災害等の緊急事態が発生した場合は、乙は速やかに必要な措置を講じるとともに、甲を含む関係者に対して緊急事態発生を旨を通報しなければならない。

2 事故等が発生した場合は、乙は甲と協力して事故等の原因調査に当たるものとする。

(情報公開と説明責任)

第9条 甲と乙は、事業の透明性を確保するため、実施状況に関する情報を公開するとともに、説明責任を果たすこととする。

(事業の評価と報告)

第10条 甲と乙は、事業の自己評価を行い、お互いの評価を共有した上で、次年度の事業のあり方について真摯に協議するものとする。

(事業計画書)

第11条 乙は、毎年度甲が指定する期日までに事業計画書を提出し、甲の確認を得なければならない。

2 甲及び乙は、事業計画書を変更しようとするときは、甲と乙の協議により決定するものとする。

(個人情報等知りえた情報の取扱)

第12条 甲及び乙は、事業の実施に当たって個人情報等知りえた情報を第三者に漏洩しないよう、必要な措置を講じるものとする。

(協定の有効期間)

第13条 この協定書は甲と乙との調印により発効し、必要に応じて発効後5年を超えない期間ごとに見直しを行う。

(協定の解除)

第14条 甲及び乙は、事情により事業を実施することが困難若しくは不相当と判断したときは、又は協定の相手方がこの協定書の内容を履行していないと認められるときは、協定書を解除することができる。

(協議)

第 15 条 本協定に疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、甲と乙が協議の上定めるものとする。

附 則

1 平成 23 年 10 月 9 日に、東松山市と東松山市環境基本計画市民推進委員会との間で締結した「東松山市環境基本計画の推進に関する協定書」は、本協定の締結日をもって廃止する。

本協定を証するため、本書を 2 通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 2 年 4 月 1 日

甲

所在地 東松山市松葉町一丁目 1 番 58 号

名 称 東松山市

代表者 東松山市長 森田 光一

乙

所在地 東松山市松葉町一丁目 1 番 58 号

名 称 東松山市環境基本計画市民推進委員会

代表者 委員長 高松 治

5. 東松山市環境基本計画市民推進委員会委員

(敬称略)

No.	氏名	団体名・個人会員
1	高松 治 (委員長)	個人会員
2	竹間 滋	個人会員
3	丸山 香菜子	4 R アクション実行委員会
4	谷本 真理	未来につなげる美しい街の会
5	江口 慶子	えがおプロジェクト
6	松本 浩一 (副委員長)	NPO法人チーム東松山
7	安東 通和	比企自然学校
8	澤田 則茂	市民の森保全クラブ
9	竹内 寿美子	市の川・車堀の会
10	稲田 滋夫	岩殿満喫クラブ
11	渡辺 仁	比企の川づくり協議会
12	櫻井 行雄	丘陵ホタルを守る会
13	篠田 知道	東武台ほたるを育む会
14	大野 哲彦	全国都市景観 100 選の街を守る会
15	三本 圭二	児沢探検隊
16	星山 利夫	東松山おもちゃの病院
17	利根川 宏	子ども理科教室・東松山
18	上田 桃子	With Smile
19	磯部 正一	東松山げんきマルシェ実行委員会

6. 環境基本計画策定ワーキング・グループメンバー

令和元年度ワーキング・グループメンバー（WG1）

No.	所属	職名	氏名
1	廃棄物対策課	主事	新井俊亮
2	農政課	主査	堀越和行
3	商工観光課	主査	篠澤明史
4	政策推進課	主査	小島孝彦
5	都市計画課	副課長	今井秀典
6	河川課	主査	大久保泰宏
7	地域支援課	副主幹	田島信子
8	学校教育課	主任	高坂直之
9	高齢介護課	主査	飯塚万優子

令和2年度ワーキング・グループメンバー（WG2）

No.	所属	職名	氏名
1	廃棄物対策課	主任	新井俊亮
2	農政課	主査	堀越和行
3	商工観光課	副課長	小島孝彦
4	政策推進課	主査	大塚貴夫
5	都市計画課	主査	野澤美奈
6	河川課	主査	山田浩三
7	地域支援課	副主幹	長谷川宣子
8	学校教育課	主任	高坂直之
9	高齢介護課	主査	飯塚万優子

※所属・職名は当時

7. 用語の解説

あ 行

愛知目標

COP10において採択された戦略計画2011-2020の中で、「2050年までに自然と共生する」世界中長期ビジョンを実現するために、2020年までに生物多様性の損失を止めるための効果的かつ緊急の行動を実施するという20の個別の短期目標です。

社会における生物多様性がより重視され、生物多様性の保全を促進し、生態系・種・遺伝子の多様性が保護され、生態系から受ける恩恵を拡大することなどが戦略目標として掲げられています。



出典：「環境省生物多様性愛知目標」HP

アジェンダ

行動計画のことを指します。SDGsでは、「人間、地球及び繁栄のための行動計画」としています。

アスベスト

石綿とも呼び、天然に産出する繊維状鉱物の一部の俗称であり、中皮腫や肺石綿などを発症する原因となります。アスベストは、耐熱性、防音性、耐薬品性などの特性があり、以前は建材などに広く使用されていましたが、現在は、原則製造、使用等を禁止されています。

異常気象

平年から大きくかけ離れた天候を指します。気象庁の定義では、原則としてある場所（地域）、ある時期（週、月、季節）において30年に1回以下で発生する気象現象としています。一般には、数時間の激しい大雨や暴風等や、数ヶ月も続く干ばつ、極端な冷夏や暖冬も含まれます。

一般廃棄物

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）」の対象となる廃棄物のうち、産業廃棄物以外のものを指します。一般家庭から排出される家庭系一般廃棄物と、事業所などから排出される事業系一般廃棄物が含まれます。

遺伝資源

農産物や園芸植物ではたびたび交雑や人為的に突然変異を起こさせて品種改良を行います。こうした生き物の潜在的な価値を持つ遺伝の機能を有効に利用した素材等を指します。

エコ住宅

創エネルギー、省エネルギー、蓄電池の活用や長期優良住宅など、環境にやさしく、ランニングコストも抑えられる工夫をされた住宅のことです。

エコチューニング

建築物から排出される温室効果ガスを削減するため、建築物の快適性や生産性を確保しつつ、設備機器・システムの適切な運用改善等を行うことを指します。

エコドライブ

運転の工夫により、燃費の向上、環境負荷の軽減、安全性の向上を図ることです。ゆっくり発進・加速する、車間距離を十分にとり、急な加速・減速を減らす、不要な荷物を下ろすなどの多くの工夫があります。

エネルギーミックス

電源構成のこと。多様なエネルギー資源があることから、安全性、安定性、経済性、環境性の観点から、構成を最適化することが求められています。

エンパワーメント

SDGs上では「権限を与える」、「能力開花・成長を助ける」といった意味合いで使われています。

汚水処理人口普及率

下水処理人口、合併処理浄化槽処理人口を足した数を行政人口で除した数値を指します。人口のうち、前述の処理方法で汚水処理が行われている割合を示します。

温室効果ガス

二酸化炭素やメタン、一酸化二窒素、フロンガスなどの気体のことで、適切な濃度では地球の温度を保つ効果がありますが、産業革命以降の大気中濃度の増加により、地球温暖化をもたらす様々な悪影響を引き起こすことが危惧されています。

か行

カーボンニュートラル

脱炭素社会を目指すための考え方の一つで、生産活動や事業活動などの人間の活動で排出する二酸化炭素の量と、植物などが吸収する二酸化炭素の量が同じであることです。実質的な二酸化炭素排出量ゼロを指します。炭素中立とも呼ばれています。

海洋プラスチック問題

海洋に流出したプラスチックごみを生き物が飲み込むことによる摂食影響や、マイクロプラスチックによる生態影響が懸念されています。プラスチックは、環境中では分解されるのに非常に時間を要するため、微生物によって最終的に二酸化炭素と水に分解される生分解性プラスチックといった環境に配慮された製品の開発も進んでいます。

外来生物

人為的に他の分布域から入ってきた種で、移入先で生存し、繁殖するものを指します。本計画では主に外国からきた生き物を指します。

外来生物防除

外来生物の分布が広がるのを防いだり、すでに定着している外来生物を取り除いたりすることや、被害防止措置を実施することです。

環境アドバイザー制度

埼玉県で登録し、紹介している、豊富な経験や知識を有し、地域での環境保全活動や環境学習等に対して指導及び助言等を行う人を派遣する制度です。

環境審議会

「環境基本法」第44条の規定に基づき、設置しています。主な役割は市長の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項を調査及び審議することです。

環境年次報告書

本市の環境の状況や環境基本計画に基づいて実施された施策の状況等について取りまとめ、広く公表するために、「東松山市美しく住みよい環境づくり基本条例」第11条に基づいて毎年度作成するものです。

環境美化重点区域

「東松山のまちをみんなで美しくする条例」に基づき、環境美化の促進を図るため、特に必要があると認められる区域を市長が指定します。現在、東松山駅・高坂駅周辺が環境美化重点区域として指定されています。重点区域内では、空き缶等のポイ捨て及び路上喫煙(たばこを吸うこと及び火のついたたばこを持つこと)は禁止されています。これらの行為を行うと、過料の処分対象となる場合があります。

環境報告書

企業の環境問題への取組や、事業活動に伴って発生した環境負荷などについて、投資家、消費者、地域住民などに対して公表する報告書です。

環境モニタリング

一定の場所で、大気、水質、臭気、騒音などの環境測定を行い、結果を評価し、環境状況について監視することを指します。

キエーロ

神奈川県葉山町発祥の自己処理方式の生ごみ処理容器(箱)です。土の中にいる微生物の働きにより生ごみを分解します。生ごみの排出抑制につながります。

気候変動

数十年間という期間における大気の平均状態となる気候が移り変わることです。近年問題になっているのは人為的な要因による地球温暖化などの気候変動です。

気候変動枠組条約

大気中の温室効果ガスの濃度の安定化を究極的な目的とし、地球温暖化がもたらす様々な悪影響を防止するための国際的な枠組みを定めた条約で、1994年3月に発効しました。温室効果ガスの排出・吸収の目録の作成と定期的更新、温暖化対策の国別計画の策定等を締約国の義務としています。

緊急事態宣言

感染症等の影響を軽減するために、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づき、政府より発出される宣言です。期間と区域が指定されます。

グローバル・パートナーシップ

世界の平和や環境問題などの課題に対して、地球規模で協力関係をもって取り組むことです。

クリーンアップ作戦

比企地域を流れる市野川では、地域住民の河川環境への関心を高めるとともに、「より良い川づくり・地域づくり」を目指して、地域住民、団体、企業、行政の協働により、2004年度から河川清掃を行っています。

グリーン購入・グリーン調達

グリーン購入とは、環境省により定められた「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」により、循環型社会の形成のために、環境負荷低減に資する製品・サービスを購入することを指します。

グリーン調達とは、納入先企業が、環境負荷の少ない製品・サービスや環境配慮等に積極的に取り組んでいる企業から優先的に調達することを指し、納入先企業の環境配慮の取組方針や事業戦略に沿って実施されます。調達時より環境に配慮した部品や製品を選択することにより、製品のライフサイクル全体を視野に入れて環境負荷の低減を図る効果があります。グリーン購入とは異なり、法律に定められたものではありませんが、世界的な環境保全に関する規制に対応するために行政、企業が自主的に取り組んでいます。

クリーンリーダー

家庭ごみの減量化や地域の環境美化を目的として市から委嘱された人を指します。クリーンステーションの調査点検やごみ分別の指導及び啓発活動に取り組んでいます。

ゲリラ豪雨

狭い範囲で突発的に降る豪雨を指します。予測が難しいため、ゲリラ豪雨と呼ばれています。

国連持続可能な開発サミット

2015年の9月25日～27日にニューヨーク国連本部において開かれたサミットの事です。150を超える加盟国首脳の参加のもと、その成果文書として、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。

COP3、COP21（コップスリー、コップニジュウイチ）

COP3は1997年12月に京都で開催された、国連気候変動枠組条約第3回締約国会議の事です。先進国及び市場経済移行国の温室効果ガス排出の削減目標を定めた京都議定書が採択されました。京都議定書の対象期間は2008年～2020年となっており、その後、2015年11月及び12月にパリで開催されたCOP21（国連気候変動枠組条約第21回締約国会議）において、2020年以降の新たな法的枠組みとなるパリ協定が採択されました。

ごみゼロ運動

本市においては、地域の道路や公園などでごみの清掃を自治会や各種団体の協力により実施する運動です。

さ行

再生可能エネルギー

太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱その他の自然界に存する熱及びバイオマスなど、永続的に利用することができるエネルギーを指します。

在来生物

もともとその地域に生息していた生物種の個体及び集団を指します。

里山

本計画では、人の生活に結びついた山林を指します。古くから薪炭林や山菜の採取場所として利用されてきました。広義では、その山林に隣接する農地や集落、河川も含めて指すこともあります。

サプライチェーン

製造業において、原料調達、製造、在庫管理、物流、販売などの供給の流れを示したものです。

3 R（サンアール、スリーアール）

ごみの発生抑制のために心がけることを、リデュース（Reduce）、リユース（Reuse）、リサイクル（Recycle）の3つの頭文字「R」を用いて表します。リデュースは、余分な物の購入を抑制するなど、廃棄物のもとになる物の発生の抑制、リユースは使用済み製品やその部品等を繰り返し使用すること、リサイクルは廃棄物等を原材料やエネルギー源として有効利用すること。リデュース、リユース、リサイクルの順に取り組むことが有効と考えられています。

リデュースの中に、リフューズ（Refuse:断ること）を入れる考え方もあり、買い物の際にレジ袋を断る、マイ箸を持参して割り箸を断るなどの実践も増えています。リフューズ、リデュース、リユース、リサイクルの4つの頭文字をとって、「4R」、リペア（Repair:修理すること）を加えて、「5R」を推奨することもあります。

産業廃棄物

事業活動に伴って発生する廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、金属くずなど、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）」により規定された廃棄物を指します。

C S R 活動

Corporate Social Responsibility（企業の社会的責任）に基づいた活動のことを指します。企業が事業活動を行うにあたり、従業員、顧客、仕入先、消費者、地域社会、行政等、多様な利害関係者（ステークホルダー）と関わり、積極的に対話する中で、法令遵守といった当たり前のことから、ボランティア活動、地域貢献活動などに取り組み、社会とともに発展していく活動です。

事業系ごみ

一般には事業活動に伴って発生する廃棄物全てを指します。本計画では、事務所や商店などの事業活動に伴って排出され、クリーンセンターに搬入される事業系一般廃棄物を指します。

次世代自動車

ガソリン車やディーゼル車と比較して、環境への負荷を低減した自動車です。具体的には、ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車、天然ガス自動車を指します。

自然エネルギー

→再生可能エネルギー

市民農園

一般的には、サラリーマン家庭や都市の住民の方々のレクリエーション、高齢者の生きがいづくり、生徒・児童の体験学習などの多様な目的で、農家でない方々が小さな面積の農地を利用して自家用の野菜や花を栽培する農園のことをいいます。本市では市民に貸与する農園のことを指します。東松山市では大谷地区、東平地区、高坂地区に市民ふれあい農園があります。

市民プロジェクト

環境基本計画において、“市民が主体的に考え、実践できること”として、整理した活動です。市の施策と連動し、協働で取り組むことによって、大きな成果を得られると想定される取組です。

食品ロス

賞味期限・消費期限切れや食べ残しなど、本来食べられるのに捨てられてしまう食品を指します。飲食店等の事業活動に伴って発生する「事業系食品ロス」と各家庭から発生する「家庭系食品ロス」があります。

侵略的外来生物

外来生物のうち、地域の自然環境に大きな影響を与え、生物多様性を脅かす恐れのあるものをいいます。

スマートメーター

毎月の検針業務の自動化やHEMS等を通じた電気使用状況の見える化を可能にする電力量計です。電気使用量を短い時間ごとに計測でき、電力使用量を細かく把握できます。

製品ライフサイクル

通常は製品の販売開始後から販売終了までを指しますが、本計画では製品の資源採取から、原料生産、製品生産、流通・消費、廃棄・リサイクルまでを指します。各段階における二酸化炭素排出量や廃棄物の発生量などを考慮して環境負荷の少ない商品を選択する消費行動を行う事が効果的です。

生態系ネットワーク

生態系の拠点の適切な配置やつながりのことを指します。①生き物の生息に十分な規模の「核となる地域(コアエリア)」、②それを取り巻く「緩衝帯(バッファゾーン)」を適切に配置・保全するとともに、③これらの生物生息・生育空間の「つながり(コリドー)」を確保することで、多様な野生の生き物が生息できる自然生態系が、健全かつ安定的に存続することができます。

生物多様性

地球上の生き物が様々な個性を持っていることとそのつながりを指します。

Z E H (ゼッチ)

ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(Net Zero Energy House)の略です。住宅において、断熱性能の向上や、エネルギー効率の高い設備の導入により、室内環境の質を維持しつつ、省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間のエネルギー消費量の収支がゼロになることを目指した住宅を指します。

ゼロ・ウェイスト

ごみをはじめ、浪費や無駄、危険などの世の中の「ウェイスト」を限りなく「ゼロ」に近づけることで、将来にわたって、安心・安全なまち、持続可能な地域をつくっていかうとする取組のことです。

創エネルギー

自治体や企業、一般家庭においてエネルギーを創り出すことです。代表的な「創エネ機器」としては、太陽光から電気を創り出す「太陽光発電システム」や、電気化学反応によって環境負荷の少ない燃料から電力や熱エネルギーを創り出す「燃料電池」等が注目されています。

た 行

脱炭素

地球温暖化を防ぐために、産業革命以降、急激に増加している化石燃料由来の二酸化炭素の排出量を、実質ゼロにすることです。→カーボンニュートラル

省エネルギーの徹底や再生可能エネルギーの更なる普及に加え、新たな技術の研究開発の促進等が必要となります。

地域猫

地域の理解と協力を得て、地域住民の認知と合意が得られている特定の飼い主がいない猫のことです。適切に管理することで、繁殖させず、一代限りの命を全うさせる猫を指します。

地球温暖化防止活動推進員

住民に対し、地球温暖化の現状や対策に関する知識を普及し、温暖化対策の活動を進めるための熱意と見識を有するボランティアで、埼玉県知事が委嘱します。

蓄エネルギー

気象の影響等で、発電量が不安定な再生可能エネルギーなどのエネルギーを蓄え、安定的に利用できるようにすることです。代表的な「蓄エネ機器」としては、「蓄電池」があり、ピーク電力を抑え、電力使用量の平準化などが可能になります。

T N R 活動

野良猫がむやみに繁殖しないよう、Trap (捕獲)、Neuter (不妊手術)、Return (元の場所に戻す) の処置を行い、地域猫として保護する活動です。不妊手術を行った猫は目印に耳の先をカットします。

ディーセント・ワーク

働きがいのある人間らしい仕事のことを指します。1999年の第87回国際労働機関総会に提出された事務局長報告において初めて用いられ、国際労働機関の活動の主目標と位置づけられた概念です。

テレワーク

情報通信技術(ICT = Information and Communication Technology)を活用し、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方をすることです。自宅にいながら会社とはインターネット等で連絡をとり仕事をする在宅勤務や、顧客先や移動中にパソコンやタブレットなどを使用して働くモバイルワークなどがあります。

典型7公害

大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭の7つの公害を指します。

電力の小売りの全面自由化

かつては、家庭や商店向けの電気を、各地域の電力会社（東京電力、関西電力等）だけが販売しており、どの会社から買うか選ぶことはできませんでした。2016年4月1日以降、電気の小売業への参入が全面自由化され、全ての消費者が、電力会社や料金メニューを自由に選択できるようになったことです。

都市生活型公害

自動車の排ガスによる大気汚染、自動車や建設機械等の騒音、生活雑排水等による中小河川の汚濁など都市の生活行動や産業活動が環境に過度の負荷をかけることによって発生する公害を指します。

特定外来生物

外来生物のうち、生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼす恐れがあるものとして、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」によって指定された種を指します。

トップランナー制度

1998年の「エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）」の改正により導入された制度で、家電や自動車等の製品を指定し、その時点で最も消費電力量や燃費水準等が優れた製品を参考に数値基準を定め、製造事業者及び輸入業者に対し、出荷する製品が目標年度までに当該基準を満たすことを求めるものです。

な行

農業の多角経営

農業経営を生産だけでなく、販売や加工、流通といった分野まで広げ、経営の多角化や高付加価値化を図ることを指し、6次産業とも呼ばれています。

は行

バイオマスエネルギー

バイオマスとは、間伐材や麦わら、家畜の排せつ物など、動植物などから生まれた生物資源の総称をいいます。生物資源を「直接燃焼」や「ガス化」するなどして取り出したエネルギーをバイオマスエネルギーといいます。

花いっぱい運動

花いっぱい運動は、日本スリーデーマーチに参加する日本各地、世界各国・各地域のウォーカーの皆さんを、たくさんの花で歓迎しようと1982年に始まった歴史ある活動です。

現在は、公共花壇をフラワーサポーター等の皆さんに、自治会花壇を花いっぱい推進員を中心とする地域の皆さんに、それぞれ四季折々の花を植えていただいています。

BOD

生物化学的酸素要求量（Biochemical Oxygen Demand）の略号です。水中の有機物が微生物に分解される時に消費される酸素の量を表し、水中の有機物の量の指標となります。BODが高いほど有機物が多く、水質汚濁が進んでいるとする評価項目の一つです。

ピークシフト

電力の消費が特定の時間帯に集中するのを避け、ピーク電力を抑制することです。ピーク電力が大きくなると電力の供給がひっ迫し、新たな発電設備が必要となるため、電力を消費する時間を平準化することが重要です。電力を消費する時間をずらすほか、蓄電池で夜間の電力を貯め、昼間に消費することでピークシフトできます。

PCB含有絶縁油

変圧器やコンデンサなどの電気機器の絶縁油のうちPCB（ポリ塩化ビフェニル）が含まれているものを指します。PCBは熱で分解しにくく、不燃性、電気絶縁性が高い性質から、変圧器やコンデンサなどの電気機器の絶縁油に使用されていました。しかし、PCBは毒性が極めて強いことから、日本では1972年よりPCBの輸入・使用が禁止されました。その後、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB特別措置法）」により、期限までにすべてのPCB廃棄物を適正に処分することが定められました。

ヒートアイランド現象

都市の気温が周囲よりも高くなる現象を指します。アスファルトやコンクリート等による人工的な被覆域において日射による熱の蓄積が多いことや、都市の多様な産業活動や社会活動に伴って排出された熱（人工排熱）が原因とされています。

ビオトープ

広義には生き物の生息空間を指します。学校ビオトープ、園庭ビオトープなどは、学校や園庭に作った生き物の生息空間を指します。

FEMS（フェムス）

工場エネルギー管理システム（Factory Energy Management System）の略です。工場全体のエネルギー消費を削減するため、エネルギーの見える化や、使用量の監視、制御を行うシステムを指します。

プラスチック中間処理

本市ではプラスチックごみを回収した後、選別し、容器包装プラスチックは指定法人に委託してリサイクルしています。その他のプラスチックごみは焼却しています。

ペーパーレス化

文書や情報を紙に印刷して保管する方法から、電子ファイルにしてデータとして保管する方法に切り替えることを指します。紙資源の節約、データ化による利便性の向上などのメリットがあります。

HEMS（ヘムス）

住宅用エネルギー管理システム（Home Energy Management System）の略です。家庭において、家電や電気設備とつないで電気使用量を見える化し、制御を行い、電気の使用を抑えるシステムを指します。

BEMS（ベムス）

ビルエネルギー管理システム（Building Energy Management System）の略です。ITを利用して業務用ビルの照明や空調などを制御し、最適なエネルギー管理を行うもので、電気使用量を見える化、各種センサーによる制御装置を組み合わせたもので構成されています。

ホテルの里

ホテルの里として、ホテルの生息環境を継続的に維持していくため、年間を通して地元住民が中心となって保全活動を行っています。市内には、唐子地区の「上唐子ホテルの里」と大岡地区の「新屋敷ホテルの里」があります。

ま 行

マルチベネフィット

一つの取組により、複数の利益が得られることです。SDGsでは、同時に複数の課題の解決につながることを表しています。

猛暑日

最高気温が35度以上の日を指します。気象庁において、2007年以降に使用されています。

や 行

谷津

丘陵地などの谷あい広がる水田と、その周辺の樹林、河川や水路、水源などで構成される空間を指します。構成する環境の多様性により、様々な動植物が生息生育しています。

ら 行

リスクコミュニケーション

化学物質などの環境リスクに関する正確な情報を行政、事業者、市民などの各主体が共有しつつ、相互に意思疎通を図ることを指します。

レジリエント

一般的には「柔軟性」や「弾力のある」という意味ですが、社会的、心理学的、経済学的など、様々な分野において、適応性を表す意味で使われています。

SDGsでは強靱と訳されますが、高い適応能力を表す言葉として使われています。

第3次東松山市環境基本計画

発行日 2021年4月

発行 東松山市

編集 東松山市環境産業部環境政策課
〒355-8601 埼玉県東松山市松葉町1-1-58
電話番号：0493-23-2221



2021年4月